

社会福祉法人やすらぎ会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び理事長が委嘱又は依頼した委員等（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が、法人の業務のために必要な会議等へ出席した時、及び旅行したときには、別表の報酬を支給する。

(支給方法)

第3条 理事長の報酬は毎月末日に支給する。

2 前項以外の役員等については、その都度支給するものとする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員等には、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日より施行する。但し、理事長の報酬については平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日別表の一部を改正し、平成29年6月1日より施行する。

別 表

職 名	報 酬	
	月 額	日 額
理事長	50,000円	
理 事		5,000円
監 事		5,000円
評議員		5,000円
理事長が委嘱又は依頼した委員等 (要綱等で金額を定めている場合を除く)		3,000円